

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

目次

○ 随意契約の相手方を決定した件三件

公 告

## 公告第43号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託（日中便1号・肥料原料化）について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和7年2月20日

福島県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏 哉

- 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託（日中便1号・肥料原料化） 2,400 t
- 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年12月10日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 随意契約に係る契約金額  
22,330円（1 t当たり）
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

## 公告第44号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託（日中便3号・肥料原料化）について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年

政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和7年2月20日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏 哉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務委託(日中便3号・肥料原料化) 4,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年12月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本環境株式会社 東京都港区芝三丁目15番15号櫻井ビル8階
- 5 随意契約に係る契約金額  
20,900円(1 t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

#### 公告第45号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務(夜間便3号・溶融)のうち汚泥処分業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和7年2月20日

福島県県北流域下水道建設事務所長 高坂 宏 哉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量  
脱水汚泥収集運搬業務及び汚泥処分業務(夜間便3号・溶融)のうち汚泥処分業務  
960 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年12月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
44,000円(1 t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)